

【報告事項】

(3) 平成28年度国民健康保険制度改正について

① 入院時食事療養費等の見直し (平成28年4月～) 資料A

入院時の食事代について、入院と在宅療養の負担の公平性を図る観点から、在宅療養でも負担する費用として、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担を求める。

	負担額 (1食)
一般所得	260円
低所得Ⅱ (住民税非課税)	210円
低所得Ⅰ (住民税非課税で 一定所得以下)	100円

⇒

	負担額 (1食)
一般所得	360円

⇒

	負担額 (1食)
一般所得	460円

低所得者は、引き上げない。(据え置き)

② 国民健康保険税の課税限度額の見直し (平成28年4月～) 資料B

国民健康保険税の医療給付費分及び後期高齢者支援金等分を2万円ずつ引き上げる。

【平成27年度の国民健康保険税率】

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割額	6.64%	2.62%	2.10%
均等割額	26,600円	9,900円	10,200円
平等割額	A、B以外の世帯	21,500円	6,000円
	A特定世帯	10,750円	
	B特定継続世帯	16,125円	
課税限度額	520,000円	170,000円	160,000円

※ 課税限度額の見直しについては、平成28年度諮問予定です。

③ 低所得者の保険税軽減措置の拡充 (平成28年4月～) 資料B

国民健康保険税の軽減所得判定の基準の見直し (2割、5割軽減の拡大)

入院時食事療養費等の見直し

- 入院時の食事代について、入院と在宅療養の負担の公平等を図る観点から、在宅療養でも負担する費用として、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担を求めらる。
- 低所得者は引上げを行わない(据え置き)。難病患者、小児慢性特定疾病患者は負担額を据え置く。

< 現行 >

	負担額(1食)
一般所得	260円
低所得Ⅱ (住民税非課税)	210円
低所得Ⅰ (住民税非課税で 一定所得以下)	100円

(食材費)

< 平成28年度 >

	負担額(1食)
一般所得	360円



低所得者は、引き上げない。(据え置き)

< 平成30年度 >

	負担額(1食)
一般所得	460円



対象者数
約70万人

(食材費+調理費)

※難病、小児慢性特定疾病の患者は、27年1月から原則自己負担となったことから、その影響に鑑み、据え置く。

国民健康保険料の賦課限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険料の軽減判定所得の見直し

1. 改正の概要

- I 国民健康保険料の賦課限度額を見直す。
- II 低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、見直しを行う。

※ 国民健康保険税についても平成28年度税制改正において同様の改正を予定。

2. 改正の内容

